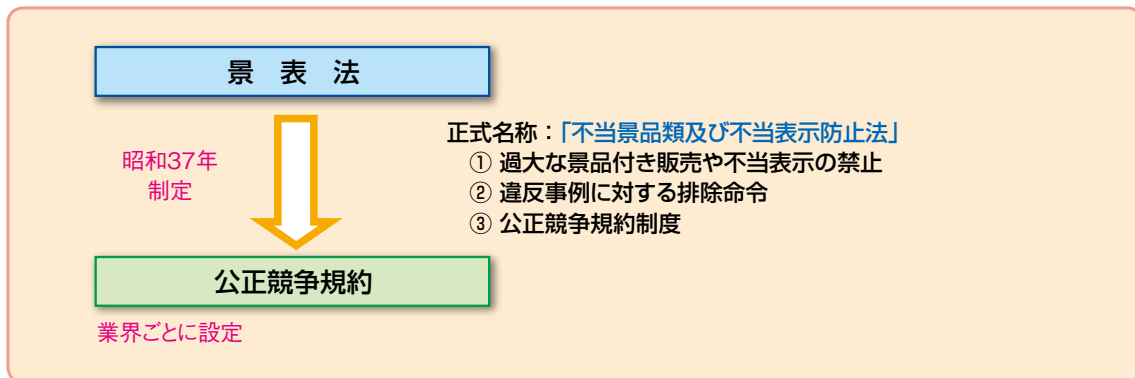


23 食肉公正競争規約と食肉公正取引協議会

(1) 景表法

正式名称は「不当景品類及び不当表示防止法」といい、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。



(2) 食肉公正競争規約

* 食肉公正競争規約は、景表法の規定を受けて食肉販売業者や事業者団体が景品や表示に関する事項について自主的に設定する、業界のルールである。

まず東京都において施行認定され、その後各県別に規約が施行認定された経過をへて平成7年10月に、全国統一規約として一本化されたものである。

* 表示に係る法律を踏まえ、法律では定められていない食肉商品の具体的な表示内容や表示方法等について食肉販売業者や事業者団体が自主規制を行うための基準等をきめたもの。

* 「食肉公正競争規約」は全国食肉公正取引協議会が食肉業界の意見を集約し、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けて、設定することができる。

(3) 公正取引協議会

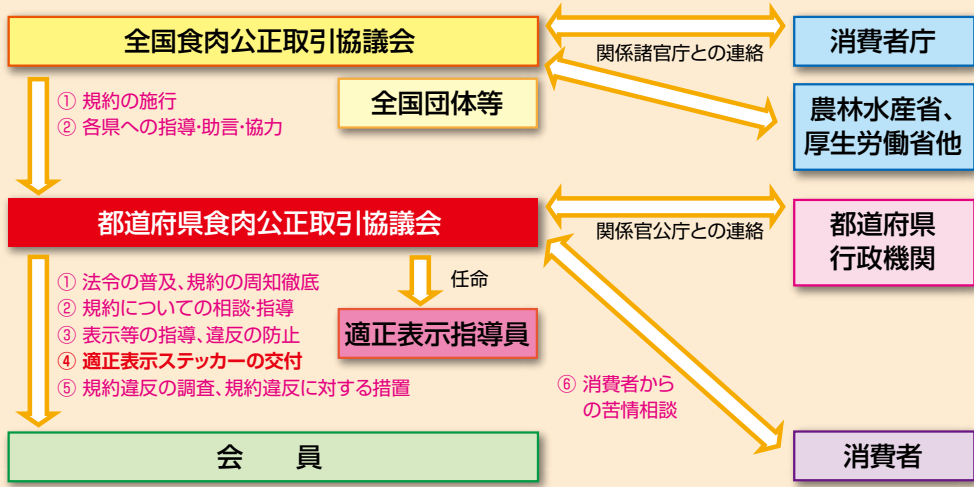
* 全国には食肉のほか、各種食料品、医薬品、自動車、不動産、銀行など百以上の公正競争規約に基づく公正取引協議会が設立され各業界が自らの力で正しい表示に努めている。

* 全国食肉公正取引協議会・都道府県食肉公正取引協議会

食肉業界においては、食肉公正競争規約の実施機関として都道府県ごとに食肉公正取引協議会が設置され、これが全国食肉公正取引協議会を形成している。

都道府県食肉公正取引協議会

- ① 適正販売指導員の任命等
 - * 各都道府県の会長が指導員を任命し、地域の店舗を巡回指導する。
 - * 指導員は原則任期2年とし、講習会を定期的におこなう。
- ② 下記図にあるような、食肉公正競争規約の普及、表示の指導・相談表示違反があった場合の調査やその対応等の業務を行う。



(4) 食肉公正取引協議会の会員

* 全国食肉公正取引協議会は、都道府県食肉公正取引協議会と全国団体及び法人（小売・卸売の全国団体等）で構成される。

構成会員等

| 〈都道府県公正取引協議会会員〉 | |
|-----------------|---|
| ① 食肉専門小売店 | ② 食肉販売業者（食肉卸・加工業者等） |
| ③ 食品スーパー、量販店 | ④ 生協、農協 |
| 〈全国団体会員〉 | |
| 生産者団体 | 全農ミートフーズ、全畜連、全開連、全酪連、食鳥協会 |
| 流通・卸・加工団体 | 食肉市場卸売協会、食肉買参協会、畜産副産物協会、ハム・ソーセージ協同組合、日本食肉流通センター、成鶏処理流通協議会輸出入協会、全肉業連 |
| 小売団体 | 全肉連、全食鳥肉連、チェーンストア協会、スーパーマーケット協会 |

（巻末の都道府県食肉公正取引協議会・団体連絡先一覧表を参照のこと）

